

奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル審査委員会運営要領

(平成26年5月21日)

奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル審査委員会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の非公開)

第2条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、非公開とする。

(会議録の作成等)

第3条 会議を開催したときは、要点筆記により会議録を作成する。

2 前項の会議録は、委員長の承認により確定する。

3 会議録の確定後、会議の概要を作成し、当該会議の概要を総合政策課及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載するものとする。

4 前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くとともに、奈良市のホームページに掲載するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年5月21日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、奈良市第4次総合計画後期基本計画策定業務の委託契約が締結された日限りその効力を失う。